

昨年以上の賃上げの機運

発表日：2015年3月18日（水）

～ 中小企業にも徐々に波及する気配～

第一生命経済研究所 経済調査部

担当 熊野英生（TEL：03-5221-5223）

春闘の集中回答の状況では、ベースアップ額が昨年に比べて、さらに月額 1,000 円以上増加する企業が多くみられる。民間予測機関の見通しでは、2015 年度の所定内給与の伸び率が 0.7% という見方である。筆者もおおむねその前後（前年比 0.6～0.8%）に着地するのではないかとみている。政府は、政労使会議以外のチャネルでも、公務員給与の増加、公共事業労務単価の引き上げ、介護職員の給与増などによって賃上げの側面支援をしようという構えである。

所定内給与の増加見通し

2015 年の春闘交渉が山場を迎えている。すでに決着した個別企業のベアには、2014 年度のベースアップ額にさらに月額 1,000 円以上を上乗せする企業がいくつも見られている。3 月 18 日の集中回答日を経て、多くの企業が思い切った賃上げに追随してくれば、マクロの賃金上昇率を押し上げることも期待できる。

2014 年の春闘回答状況を確認しておくと、連合が集計したベースでは、組合員 1 人当たり平均賃金への上乗せが 1,131 円であった（定期昇給を含めると 5,928 円）。上乗せ金額を前年度に比べた賃上げ率に換算すると、ベア分 0.38%（定期昇給を含めると 2.07%）となっていた。

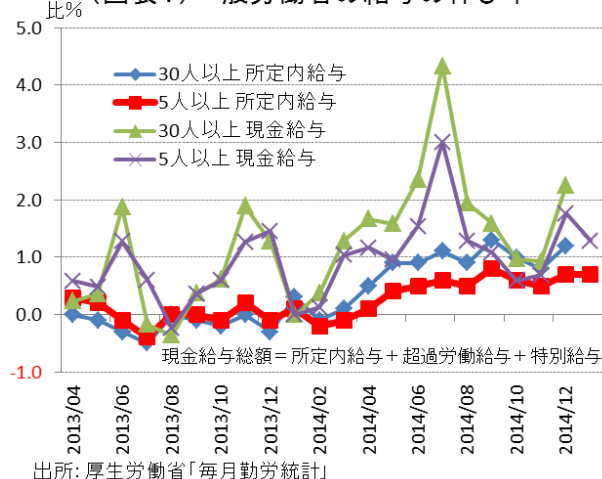
実は、この 0.38% は、厚生労働省「毎月勤労統計」の一般労働者・所定内給与の 2014 暦年の前年比 0.39% と奇しくも重なる数字である。最近の毎月勤労統計では、5 人以上、30 人以上の従業員規模の事業所とともに、所定内給与が給与水準を底上げする動きになっている（図表 1）。おそらく、2015 年の春闘交渉で賃上げ率が高まると、同様に 2015 年の一般労働者の所定内給与が高まるとみられる。

そこで、2015 年度の所定内賃金がどのくらいまで上昇しそうかと、目途を述べると、0.7% 程度に着地するのではないかという見方になる。この数字は、日本経済研究センターの 3 月の ESP フォーキャスト調査（調査期間 2 月 23 日～3 月 2 日）で示されていた民間予測機関の予想値である前年比 0.7%（平均値）と見合ったものである（高位 1.1%、低位 0.4%）。

所得増から消費増への波及

雇用者の所定内給与が前年比 0.7% 増加すると、その効果はどのくらいになりそうなのだろうか。一般労働者の所定内給与は、2014 年の実績で月平均 30.5 万円である。仮に、それが前年比 0.7% ほど増加するとすれば、給与増加は年間換算で +2.56 万円になる。総務省「労働力調査」（2014 年）におけ

前年比% (図表 1) 一般労働者の給与の伸び率



る正規の職員・従業員は 3,281 万人なので、この正社員の所定内給与の増加分は全体で+8,400 億円の年間所得の増加になる。また、正社員の労務単価が 0.7% になって、賞与と所定外給与もそれにシクロしたと考えると、年間所得の増加は+1.2 兆円に膨らむことになる。

こうした経路で起った所得増加は、次に家計の消費増加につながっていくだろう。勤労者世帯が定期収入を増やした時の追加的な消費増加割合（限界消費性向、総務省「家計調査（2014 年）」が 0.81 だった。期待される消費増加額は、所得増加の約 8 割で限界的に増えていくことが予想される。この消費拡大効果は、中小企業の売上・収益拡大を通じて、さらなる雇用・賃金増加というかたちで二次波及効果を及ぼすことだろう。教科書的には、乗数＝1／（1－限界消費性向）という計算になる。なお、限界消費性向は、ボーナスが増えたときよりも、月例給与がベースアップにより増えたときの方が高くなるので、中小企業への二次波及効果は、ベースアップ率が高まっている 2015 年の方が昨年よりも大きいと推察される。

中小企業への波及も徐々に

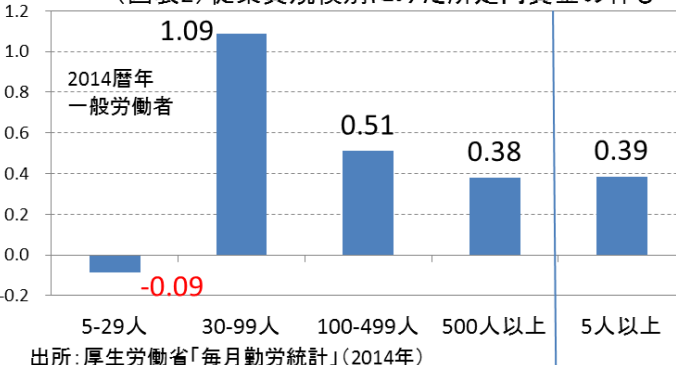
2014 年の経験を踏まえると、春闘で大企業を中心に賃上げが実績を上げたとしても、中小・零細企業では必ずしも賃上げにつながらないこともあり得ると心配する。前述の毎月勤労統計では、事業所規模 5～29 人の先で賃金上昇の動きが遅れていた（図表 2）。

しかし、筆者は、2015 年こそは前年よりも賃上げの波及が進むのではないかと期待している。

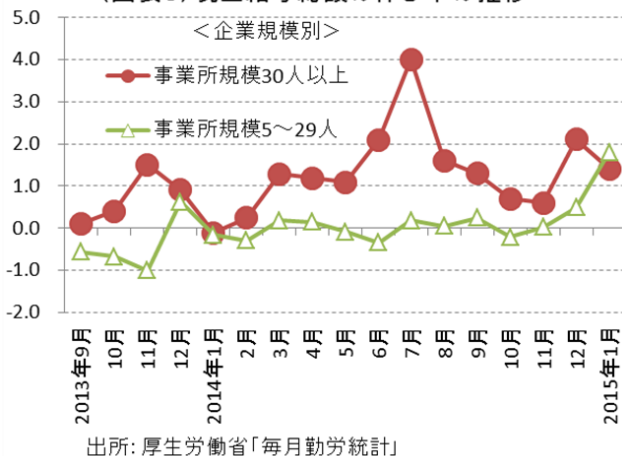
理由は、中小・零細企業でウエイトの高い業種である小売・卸売、サービス業では、2014 年は消費税増税の反動減によって賃上げ抑制に反応したが、2015 年はそうした悪影響がないからだ。2014 年は、消費税の反動減を計画して賃上げを抑制していたとしても、2015 年は人手不足に対応する人員確保の必要もあって、いよいよ中小・零細企業が賃上げに動いてもおかしくはない。

再び毎月勤労統計の事業所規模別のデータを月次で確認してみると、2014 年 11 月までは、従業員規模 5～29 人の中小・零細企業はほとんど賃上げをしなかったが、2014 年 12 月、2015 年 1 月は従来よりも現金給与の伸びが高くなっている（図表 3、4）。

前年比%（図表 2）従業員規模別にみた所定内賃金の伸び



前年比%（図表 3）現金給与総額の伸び率の推移



（図表 4）現金給与総額の前年比伸び率

	事業所規模 5人以上	事業所規模 30人以上	一般労働者 (5人以上)	パートタイム 労働者(5人 以上)	事業所規模 5～29人
2013年9月	-0.2	0.1	0.4	-0.4	-0.6
10月	-0.1	0.4	0.6	-0.4	-0.7
11月	0.6	1.5	1.3	-0.3	-1.0
12月	0.5	0.9	1.5	-0.6	0.6
2014年1月	-0.2	-0.1	0.0	1.5	-0.2
2月	-0.1	0.2	0.1	0.4	-0.3
3月	0.7	1.3	1.0	0.8	0.2
4月	0.7	1.2	1.2	0.9	0.1
5月	0.6	1.1	1.0	0.7	-0.1
6月	1.0	2.1	1.5	0.7	-0.3
7月	2.4	4.0	3.0	1.0	0.2
8月	0.9	1.6	1.3	-0.6	0.0
9月	0.7	1.3	1.1	0.5	0.2
10月	0.2	0.7	0.6	0.2	-0.2
11月	0.1	0.6	0.7	-1.1	0.0
12月	1.3	2.1	1.8	-0.4	0.5
2015年1月	1.3	1.4	1.3	-0.1	1.8

出所：厚生労働省「毎月勤労統計」

中小企業にみられる賃上げの兆しは単なる偶然ではなく、消費税の反動減の影響力が昨年冬頃から薄らいできたことと関係するのだろう。景気見通しの不透明感から、2014年には賃上げに消極的だった小売・卸売、サービス業でも2015年は賃上げに動き始めたと理解することもできる。中小企業への賃上げの波及については、2月以降の統計データを待ってその趨勢を見極めたいが、筆者はようやく緩やかに動き始めたと言えると思う。

官製賃上げが広げる裾野

賃上げの裾野を考えるとときには、民間企業だけではなく、公務員の賃上げが果たす役割も大きい。人事院勧告では、民間企業との給与格差をなくす調整を行っている。2015年の民間企業の賃上げが進めば、それに追随して公務員給与も引き上げが行われると予想される。2014年は、月例給与では0.27%（差額1,090円）の勧告率になり、2007年以来7年ぶりの賃上げになった。

その対象者は、まず国家公務員数が55.8万人（2015年度）である。そのほかに、地方公務員231.0万人がいる。公務部門の人件費は、26.4兆円となっている。そのすべてが人事院勧告にスライドして賃上げされる訳ではないが、その影響力は地方自治体を含めて及んでいくと考えられる。

政府には、このほかにも賃上げの裾野を広げる裁量を持っている。例えば、公共事業の工事単価を値上げすれば、中小企業の多い建設業の従業員給与の引き上げに作用させることができる。国土交通省は、公共事業設計労務単価を2013年度から3年連続で引き上げており、2015年2月からも、全国で前年比4.2%の引き上げが実施されている。建設業の賃金上昇が促されると、中小企業の賃上げに対する効果は大きいはずだ。なお、建設従事者は、2012年の総務省「経済センサス」では388万人と巨大である。

また、2015年度予算では、介護職員の賃金を月1.2万円増やすような対応を行う予定である。厚生労働省のデータでは、2010年度の介護職員数は133.4万人とこちらも多い。介護事業者に対する報酬を引き下げるなどの課題は残っているものの、こうした公的セクターにおける処遇改善も、十分に有効な賃上げ促進策になると考えられる。